

**令和5年度
大和市立引地台中学校
いじめ防止基本方針**

令和5年4月発行版

はじめに (大和市いじめ防止方針より抜粋)

今日の著しい社会状況の変化のなかで、子どもを取り巻く問題は複雑化・多様化しており、また、これまで顕在化していなかったSNS等インターネット（以下「インターネット」という）上のいじめといった、新たな課題も生じてきました。そうしたなかで、いじめ防止の視点からのさらなる施策の推進や学校と市民との協働を進めることが必要になっています。

大和市では、自然と人間との健全な調和のとれた輝かしい未来をめざす大和市民憲章のもと、家庭や学校をはじめ、地域社会が一体となり、心身ともに明るくたくましい青少年の育成のための施策を推進してきました。また、「大和市ストップいじめ宣言」及び「大和市学校教育基本計画」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、早期対応、解消に向けて、市民や関係機関等と協力しながら、様々な取組を推進してきました。

このようななか、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、国と学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務付けられるとともに、法第12条で地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。

これを受けて本市では、友情としかあわせにつつまれたまちなかで、子どもたちが夢や目標に向かってたくましく生きられるよう、大和市におけるいじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、平成27年「大和市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定いたしました。

今般、法の施行から3年が経過し、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という）が改訂され、それに伴い「神奈川県いじめ防止基本方針」（以下「県の基本方針」という）も改訂されたことから、その内容を反映させるため「市の基本方針」も改訂することとしました。

市の基本方針の対象となる学校は、大和市立の小中学校です。学校は、市の基本方針のほか、国の基本方針及び県の基本方針を参酌して、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針（以下「学校いじめ防止基本方針」という。）を改訂するとともに、いじめ防止等を推進する体制づくりに取り組めます。

大和市「ストップ いじめ」宣言

平成20年10月18日 採択

- ☆大和市の子どもは、「やさしい心」をもちます。
- ☆大和市の子どもは、「強い心」をもちます。
- ☆大和市の子どもは、「あたたかい心」をもちます。
- ☆大和市の子どもは、「広い心」をもちます。
- ☆大和市の子どもは、「素直な心」をもちます。

「いじめは、しない！ させない！ ゆるさない！」

大和市ストップ  いじめ子どもフォーラム実行委員会

大和市学校教育基本計画（抜粋）

基本目標

平成24年3月

- 1 夢や目標に向かってたくましく生きる子どもを育てます
- 2 創意に満ち、活力ある学校づくりを進めます
- 3 家庭との連携を充実し、生きる力の基礎をはぐくみます
- 4 地域の力を生かした活動を充実し、生きる力をはぐくみます

重点施策

- 1 不登校やいじめ問題の解消
 - ① 不登校の未然防止・早期対応・登校支援に努めます
 - ② いじめの未然防止・早期発見・早期対応・解決支援に努めます

大和市立引地台中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢 ～いじめ防止対策推進法より～)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめは、人間として決して許されない行為であり、すべての子ども、保護者、教職員、その他子どもに関わるすべての大人が、いじめに対する正しい理解をもって、いじめが行われなくなるよう取り組みます。

すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうる」との認識のもと、教職員が組織的に対応していきます。保護者や家庭、地域、関係機関等との連携を大事にし、生徒が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努め、いじめ問題の解決に導いていきたいと考えます。

引地台中学校では、いじめ問題への対応として、「いじめ防止対策推進法」を踏まえて次の5つを念頭にいじめ防止対策を推進していきます。

- ① 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうる」との認識のもと、特定の教職員のみによることなく、いじめの定義に基づいて組織的かつ的確にいじめを認知していきます。
- ② 学級担任等の特定の教職員が抱え込まず、「学校いじめ対策委員会」等の組織で迅速かつ的確に対応していきます。いじめを疑われる事案が発見された場合は、すみやかにこの委員会へ報告・連絡を欠かさず行うことにより、あらゆるいじめに対して、教職員が一人で抱え込むことがない組織的な対応を実現します。
- ③ いじめ問題を解決するためには、学校はいじめを受けた生徒およびいじめを行った生徒の双方の保護者による十分な理解と協力を得ながら対応していくことが必要です。いじめが認知された場合には、いじめを受けた生徒・いじめを行った生徒の双方の保護者に対して「学校いじめ対策委員会」による解決に向けた対応方針を伝えるなどして、信頼関係のもとに理解と協力を得られるよう努めます。
- ④ 生徒が相談しやすい環境を整え、いじめから生徒を守り通します。生徒からの訴えを確実に受け止め、相談した生徒が安心して学校生活を送ることができるようにするため、日常から生徒の悩みや不安に対して、すべての教職員がいつでも相談に応じる体制を確立していきます。
- ⑤ いじめは、生徒たちが所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、互いの存在を認め合い、心の通う絆づくり居場所づくりにつながる学級づくりや集団づくりを進めます。個人の存在はかけがえのない大切なものであることを伝え、自他を尊重する心を育む教育活動の充実に向けて取り組みます。

【いじめの定義】

法第2条で定めたとおり、「いじめ」とは、「児童等(※)に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」とされています。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。※児童等とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう(法第2条第3項)。

(いじめの禁止)

本校生徒は、いじめを行ったり、見過ごしたり、傍観したりしてはいけません。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

2 いじめの防止等に関する内容

(1)いじめの未然防止のための取り組み

- ・ 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・ 生徒が自主的に行ういじめ防止に資する活動を支援します。
- ・ 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で生徒を見守る体制づくりに努めます。
- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・ 生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、生徒とかかわる時間を多くするように努めます。

(2)いじめの早期発見のための取り組み

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
 - ① (生徒対象いじめ調査)生活をよりよくするためのアンケート 年3回(7月、12月、2月)
 - ② (生徒対象生活アンケート調査)教育相談アンケート 年3回(4月、8月、1月)
 - ③ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聴き取り調査
1, 2, 3学年:年3回(4月、9月、1月)
 - ④ 「STAND BY」アプリの積極的な導入
※各個人のクロムブック及び個人のスマートフォン等へのインストールの呼びかけプリントの配布
- ・ 生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう次のとおり、相談体制の整備を行います。
 - ① スクールカウンセラーの活用
 - ② いじめ相談窓口の設置 各学年生徒指導担当者および学校生徒指導主任
- ・ 相談・通報のあった事案は、「いじめ対策委員会(生徒指導連絡協議会内に設置)」を通して情報共有に努めます。
- ・ いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

(3)いじめの早期対応、いじめの解消のための取り組み

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒・保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・ いじめを受けた生徒が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた生徒に対し、一定期間別室等において学習を行わせるなどの措置を講じます。
- ・ いじめを見ていた生徒等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・ はやしたてたり、同調したりしている生徒に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・ いじめの当事者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するために必要な措置を講じます。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

※「いじめが解消している状態」とは、次の2点の要件を満たしていることとします。

- ①いじめを受けた生徒に対する行為(インターネットを通じて行われるものも含む)が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性から、学校判断によりさらに長期の期間を設定することができます。
- ②いじめを受けた生徒が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。生徒本人及び、保護者との面談等で確認します。

(4)インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、生徒及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修会等必要な啓発活動を行います。
(令和5年度は4/19(水)、7/5(水)実施予定)

3 「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、「いじめ対策委員会(生徒指導連絡協議会内)」を設置し、週1回程度開催する生徒指導連絡協議会の中で毎回、いじめについて協議します。

いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催します。

(1)「いじめ対策委員会(生徒指導連絡協議会内)」の構成

校長、教頭、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、教育相談コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(2)活動内容

- ・いじめ防止等の取り組み内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対処()

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「いじめ対策特別委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1)「いじめ対策特別委員会」の構成

校長、教頭、各学年主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、教育相談コーディネーター、各学年支援教育担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※事案内容により構成員については県教育委員会と検討し、校長が任命します。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2)活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・大和市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出

5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価項目に加え、適正に自校の取り組みを評価します。

- ・いじめの未然防止のための取り組みに関する事
- ・いじめの早期発見・早期解消のための取り組みに関する事
- ・いじめの再発を防止するための取り組みに関する事

令和5年度 大和市立引地台中学校いじめ対応フローチャート

学 校

日常的な取り組み

- ・ いじめを許さない集団づくり
- ・ 心のアンテナを高くし丁寧な観察
- ・ 面談やアンケートの実施
- ・ 学校・家庭・地域の連携推進

いじめの気づき・発見・訴え

校内対策チームによる迅速な対応

担任・学年主任

生徒指導担当、教育相談CN
養護教諭、SC、SSW

校長
・
教頭

正確な事実確認

子どもからの聞き取り
家庭・地域との連携

全職員への報告

正確な情報と現状認識
の共有化

ケースにより、取材対応の窓口の一本化について
校内で確認、指導室とも連絡を取り合う

- ・ いじめを行った生徒への指導
- ・ いじめを受けた生徒・保護者への謝罪の場を設定

- ・ いじめを受けた生徒の心のケアに留意
- ・ いじめを繰り返さないための配慮や見守り
- ・ いじめを行った生徒の新しいスタートを支援
- ・ 継続した丁寧な指導

教育委員会の取り組み

- ・ 研修会、担当者会、フォーラム等の中で、いじめのない学校づくりを推進
- ・ いじめに関する調査と状況把握
- ・ 保護者、教員からの相談窓口を設置し、相談を受けて対応
- ・ 必要に応じてメッセージ等を発信

関係機関

指導室

- ・ 学校からの報告、家庭からの相談を受け、学校と家庭の調整。
- ・ **必要に応じて指導主事を派遣**
- ・ 当該校の指導体制、事案の経過確認、および指導助言。関係機関と連絡調整
- ・ 状況によっては出席停止の措置検討。

青少年相談室

- ・ 相談員によるカウンセリング
- ・ スクールソーシャルワーカーによる家庭への支援
- ・ 心理診断等

警察

- ・ 学校と警察との連携制度活用
- ・ 事件相談
- ・ 被害届の受理と対応
- ・ 少年相談・保護センターでの相談・指導

大和綾瀬地域児童相談所

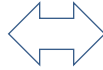
大和市すくすく子育て課家庭こども相談係

- ・ 家庭、本人の相談、支援

医療機関

- ・ 医療ケアの実施とアドバイス
- ・ 心理診断やカウンセリング

状況により、関係機関によるスクールサポートチームを編成し、学校に派遣する。



報告

連携